

社会保険労務士が
中小企業事業主の皆様の
ご相談に無料で応じます

【厚生労働省委託事業】

佐賀県最低賃金 総合相談支援センター

労務面と経営面の相談をワン・ストップかつ無料でご提供しております

こんなお悩みはあり
ませんか？

- パート従業員が定着しなくて困っている
- 人材育成ってどうしていいかわからない
- 労働条件通知書が必要と言われてしまった
- 社内ルールをはっきりさせる規程が欲しい
- 社員のやる気を引き出す賃金制度の作り方が知りたい
- 生産性を上げるために労務と経営の両面で考えたい
- 経営改善についてアドバイスをもらいたい
- 何か役立つ助成金はないだろうか

センターの
活動内容

労働条件管理と経営改善に関するご相談について社会保険労務士が無料で対応しております。お電話、センターでの対面相談の他、訪問相談も可能です。

専門家の派遣

ご希望に応じて、課題解決支援のために労働面及び経営面の専門家を無料で派遣します。同一の専門家を複数回派遣することも可能です。

業務改善助成金

当センターの設置とともに、最大 100 万円が支給される「業務改善助成金」が導入されました。センターにて詳細をご説明しております。

佐賀出張相談所	I ースクエアビル 5 F 佐賀市駅前中央 1-8-32	毎月第1・2・3土曜日
唐津出張相談所	よしむら社会保険労務士事務所 唐津市千代田町 2109-17 TEL : 0955-80-7014	毎月第3土曜日
武雄出張相談所	武雄市文化会館 武雄市武雄町武雄 5538-1	毎月第4土曜日 いずれも 9:00~17:00

ご相談・お問い合わせは

電話 : 0120-60-3946(通話料無料)・0952-26-3946

E-mail : r-soudan@sr-saga.com

佐賀県社会保険労務士会・佐賀県最低賃金総合相談支援センター
(佐賀市川原町 8-27 平和会館 1階)



佐賀県最低賃金総合相談支援センター 唐津出張相談所



無料相談実施中

- a. 賃金引上げのための事業者からの相談
- b. 国・又は地方公共団体の中小企業支援施策の紹介
- c. 労働問題・社会保険関係等社会保険労務士法に掲げる業務全般（労働相談・年金相談を含む）

日時 毎月第3土曜日 9:00~17:00
(8/20, 9/17, 10/15, 11/19, 12/17, 1/21, 2/18, 3/18)

場所 よしむら社会保険労務士事務所
唐津市千代田町 2109-17 くりはらビル 104号

TEL : 0955-80-7014



平日電話相談 : 0120-60-3946(通話料無料) ・ 0952-26-3946

E-mail : r-soudan@sr-saga.com

佐賀県社会保険労務士会事務局(佐賀県最低賃金総合相談支援センター)